

Q1. 「審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事」とは。

A1. 「1年以内に発注者から直接請け負った工事」は、「1年以内に請負契約を締結した工事」と読み替えていただいて構いません。繰越工事(年度内に完成していない工事)は含みますが、手持ち工事(1年以上前に請負契約を締結した工事)は含みません。なお、JV工事は各構成員が担当した工事が該当します。

Q2. 「建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備」とは、「各現場への機器の設置」のみで足りるのか、あるいは下請事業者(登録事業者率)や現場へ入場する技能者への登録(登録技能者率・就業履歴蓄積率等状況等)についても確認をとる必要があるか。

A2. 各現場への機器の設置がなされていれば、上記の要件は満たしています。

Q3. 申請者から誓約書の提出を受け、加点を行い評価通知を行った後に、「実はCCUSにかかる体制の整備が不十分であったこと」等が発覚した場合には、申請者にはペナルティが課されるか。

A3. 虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき等は、建設業法第28条第1項第2号に定める建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたときに該当し国土交通省又は都道府県知事が当該建設業者に対して、必要な指示をすることが出来る場合があります。(下記 URL6ページご参照ください)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001484609.pdf>

・経営規模等評価申請書(別紙3含む)に虚偽の記載をしてこれを提出した者については、建設業法第50条第1項第4号の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。

*「様式第6号」の「また、建設業法施行規則第27条第26項」は、「施行規則」ではなく、「建設業法第27条の26」です。

中央建設業審議会総会資料(2022年3月14日開催)

- 技能労働者がCCUSに就業実績を蓄積するためには、元請事業者がCCUSの事業者登録を行った上で、建設現場毎に現場登録を実施し、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要。
- また、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」において、令和5年度より「あらゆる工事におけるCCUS完全実施」を目指すこととされている。
- 他方で、元請事業者は下請企業が雇用する技能者のキャリアアップカードの取得手続きに直接的に関与する立場にはなく、1年間に施工した全ての現場における全技能者のカード保有率等を加点要件とすることは、元請事業者に過度の負担を強いることとなる懸念がある。
- 元請事業者がカードリーダーの設置等就業履歴蓄積のための措置を講じていることを評価するべきであるため、経営事項審査における加点要件は、「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置(カードリーダーの設置等)を講じている」としたい。

要件	評点
直近事業年度に施工した全ての建設工事(元請工事に限る。)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	15
直近事業年度に施工した全ての公共工事(元請工事に限る)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	10

※経営事項審査は、公共工事を直接受注しようとする建設企業の評価制度であることから、「全ての民間工事において就業履歴蓄積のための措置を講じている(=公共工事ではカードリーダーの設置等を行っていない現場がある)」は加点要件としない。

- なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとしたい。(虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ)

(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
 [防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事] 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

国 総 建 第 269 号
平成 20 年 1 月 31 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

公共工事の発注における企業評価の物差しである経営事項審査の評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、適時の見直しが必要である。

このため、今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされ、同日付け国土交通省国総建第267号をもって、建設流通政策審議官から今般の改正の主要な内容について通知されたところである。

これらを踏まえ、従来の経営事項審査の事務取扱いを見直すこととした。その内容は上掲の省令、告示の施行に伴うもののほか、各項目の評点幅、評点算出方法を見直したことで等である。

今後標記の件については、建設業法、同法に基づく命令及び関連通知によるほか、下記により取扱われたい。ただし、本通知による事務取扱いは、平成20年4月1日より適用する。

なお、平成18年7月7日付け国土交通省国総建第129号をもって通知した「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」は平成20年3月31日限り廃止する。

記

- I 次の各号に掲げる事務の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、特に定めのある場合を除き、審査に用いる額については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第15号から別記様式第19号までに記載された千円単位をもって表示した額（ただし、会社法第2条第1項に規定する大会社が百万円単位をもって表示した場合は、百万円未満の単位については0として計算する。）とし、審査に用いる期間については、月単位の期間（1月未満の期間については、これを切り上げる。）とする。

た単位をもとに CPD 単位取得数を算出するものとする。

- ⑤ Bは、⑥に規定する技能レベル向上者数を技能者数から⑦に規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が 1.5%未満の場合は0、1.5%以上 3%未満の場合は1、3%以上 4.5%未満の場合は2、4.5%以上 6%未満の場合は3、6%以上 7.5%未満の場合は4、7.5%以上 9%の場合は5、9%以上 10.5%未満の場合は6、10.5%以上 12%未満の場合は7、12%以上 13.5%未満の場合は8、13.5%以上 15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は、0とする。

- ⑥ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。
- ⑦ 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

リ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとする。

ヌ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

- ① 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))に基づく行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下、「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいう。

- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービス

であって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。

(2) 建設業の営業継続の状況について

イ 建設業の営業年数について

- ① 建設業の営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。
- ② 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。
- ③ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、I 1(1)チ②若しくは③に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとする。

(3) 防災協定締結の有無について

防災協定締結の有無については、審査基準日において、防災協定を締結している場合に、加点して審査する。

なお、社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

(4) 法令遵守の状況について

法令遵守の状況については、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急工事等」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。